

公立大学法人埼玉県立大学期末手当及び勤勉手当に関する規程

平成22年4月1日

規程第48号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成22年規則第27号。以下「規則」という。）に基づき期末手当及び勤勉手当に関して必要な事項を定めるものとする。

(期末手当の支給を受ける職員)

第2条 規則第23条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（規則第24条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- 一 無給休職者（公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「就業規則」という。）第17条第1項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- 二 刑事休職者（就業規則第17条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- 三 停職者（就業規則第45条及び第46条の規定により停職にされている職員をいう。）
- 四 臨時又は非常勤の職員（規則第20条の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）
- 五 就業規則第42条第1項の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日に育児休業をしている職員（学長の職にある職員を除く。）で、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

第3条 規則第23条第1項後段の公立大学法人埼玉県立大学期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「期末手当及び勤勉手当規程」という。）に定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

- 一 その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者
- 二 その退職の後基準日までの間において規則の適用を受ける職員（臨時である者を除き、非常勤である者にあつては、就業規則第42条第2項に規定する育児短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）その他別に定めるものに限る。）となった者
- 三 その退職に引き続き国又は地方公共団体（以下「国等」という。）の職員（別に定める者に限り、臨時である者を除き、非常勤である者にあつては、短時間勤務職員その他別に定める者に限る。）となった者

第4条 期末手当について規則第31条第6項ただし書の期末手当及び勤勉手当規程に定める職員は、前条第2号及び第3号に掲げる職員とし、これらの職員には期末手当を支給しない。

第5条 基準日前1月以内において規則の適用を受ける常勤の職員、短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日にもっとも近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

(特定幹部職員としない職員)

第6条 規則第23条第2項の期末手当及び勤勉手当規程に定める職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち規則第31条第1項に該当する職員以外の職員を除く。）以外の職員とする。

- 一 管理職手当に関する規程の規定による管理職手当の額に係る区分が1種、2種又は3種の職を占める職員
- 二 前号に掲げる職員のほか、その職務の特殊性が前号に掲げる職員と同等と認められる職員

(期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び支給割合)

第7条 規則第23条第4項(規則第26条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して期末手当及び勤勉手当規程に定める職員は、別表第1の職員欄に掲げる職員とする。

2 規則第23条第4項の期末手当及び勤勉手当規程に定める職員の区分は、別表第1の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で期末手当及び勤勉手当規程に定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

第8条 規則第23条第4項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員(休職にされている職員のうち、規則第31条第1項に該当する職員以外の職員及び派遣職員を除く。)とする。

一 学長の職にある職員

二 管理職手当に関する規則別表第1の区分欄に定める区分が1種の職を占める職員

三 管理職手当に関する規則別表第1の区分欄に定める区分が2種の職を占める職員

2 規則第23条第4項の100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合とする。

一 前項第1号及び第2号に掲げる職員 100分の25

二 前項第3号に掲げる職員 100分の15

(期末手当に係る在職期間)

第9条 規則第23条第2項に規定する在職期間は、規則の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

一 第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

二 就業規則第42条第1項の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間

三 休職にされていた期間については、その2分の1の期間

四 就業規則第42条第2項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(公立大学法人埼玉県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成22年規程第号。以下「勤務時間規程」という。)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。第24条第2項第4号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

3 第2条第4号に掲げる職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者及び公務傷病等による休職者(規則第31条第1項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行なわない。

第10条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

一 基準日以前6月以内の期間において、埼玉県職員が規則の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

二 基準日以前6月以内の期間において、次のアからウまでに掲げる者が引き続き規則の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

ア 特定独立行政法人の職員のうち別に定めるもの

イ 公庫等の職員

ウ 国等の職員(別に定めるものに限る。)

2 前項の期間の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(一時差止処分等に係る在職期間)

第11条 規則第24条及び第25条(これらの規定を規則第27条第5項及び第31条第7項に

において準用する場合を含む。)に規定する在職期間は、規則の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前条第1項各号に掲げる者が引き続き規則の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

第12条 理事長は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

2 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を埼玉県報に掲載することをもってこれに代えることができるものとし、掲載された日から2週間を経過した時に文書の交付があったものとみなす。

(一時差止処分の取消しの申立ての手續等)

第13条 規則第25条第2項(規則第26条第5項及び第31条第7項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、理事長に対して行わなければならない。

(一時差止処分の取消しの通知)

第14条 理事長は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

(不服申立ての教示)

第15条 規則第25条第4項(規則第26条第5項及び第31条第7項において準用する場合を含む。)に規定する説明書(次条において「処分説明書」という。)には、一時差止処分について、理事長に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間を記載しなければならない。

(その他の事項)

第16条 第11条から前条までに定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第17条 規則第26条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(規則第26条第5項において準用する規則第24条各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。

二 第2条第3号及び第4号のいずれかに該当する者

三 就業規則第42条第1項の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

第18条 規則第26条第1項前段に規定する期末手当及び勤勉手当規程に定める職員は、理事長が定める職員とする。

2 規則第26条第1項前段に規定する期末手当及び勤勉手当規程に定める期間は、第21条に規定する職員の勤務期間による割合(以下「期間率」という。)については基準日以前6月以内の期間とし、第24条に規定する職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。)については基準日以前の直近の勤務実績の評定に係る期間等を勘案し、理事長が定める期間とする。

第19条 規則第26条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。

一 その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者

二 第3条第2号及び第3号に掲げる者

2 第5条の規定は、前項の場合に準用する。

第20条 規則第27条に規定する勤勉手当の支給割合は、期間率に成績率を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第21条 期間率は、基準日以前6月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第22条 前条に規定する勤務期間は、規則の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

一 第2条第3号及び第4号に掲げる職員(同条第4号に掲げる職員にあっては、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間

二 就業規則第42条第1項の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)として在職した期間

三 休職にされていた期間(公務傷病等による休職者であった期間を除く。)

四 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

五 規則第17条第1項の規定により給与を減額された期間

六 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。)第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(派遣職員の派遣先での業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。))により勤務しなかった期間から勤務時間規程第4条及び第5条の規定に基づく週休日(以下「週休日」という。)及び勤務時間規程第6条第2項に規定する職員の休日(勤務時間規程第7条第1項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該職員の休日に代わる代休日。以下「職員の休日等」という。)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

七 公立大学法人埼玉県立大学職員育児休業等に関する規程(平成22年規程28号。以下「育児休業等規程」という。)第10条第1項の規定による介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日及び職員の休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

八 育児休業等規程第23条の2の規定による介護部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

九 育児休業等規程第23条の規定による育児部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第23条 第10条第1項の規定は、前条に規定する規則の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

(勤勉手当の成績率)

第24条 成績率は、理事長が定めるものとする。

(支給日)

第25条 規則第23条第1項の規定により難しい特別の事情があると認められる場合には、あらかじめ理事長の承認を得て定める日を支給日とすることができる。

(端数計算)

第26条 規則第23条第2項の期末手当基礎額又は規則第26条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第27条 この規程に定めるもののほか、期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に

理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年12月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

給料表	職員	加算割合
事務職給料表	職務の級8級以上の職員	100分の20
	職務の級7級の職員	100分の15
	職務の級6級及び5級の職員	100分の10
	職務の級4級及び3級の職員 (特に必要なものとして理事長の承認を得た職員に限る。)	100分の5 (職務の級4級に属する職員のうち、理事長の承認を得た職員にあっては100分の10)
教育職給料表	職務の級5級の職員	100分の15 (理事長の承認を得た職員にあっては100分の20)
	職務の級4級及び3級の職員	100分の10
	職務の級2級の職員 (特に必要なものとして理事長の承認を得た職員に限る。)	100分の5

備考

この表の給料表欄の給料表（事務職給料表及び教育職給料表）に対応する職員欄に掲げる職員の属する職務の級のうちそれぞれ最下位の職務の級の一級下位の職務の級に属する職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮し、特に必要なものとして理事長の承認を得た職員については、加算割合が100分の5と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

別表第2（第21条関係）

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0